

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和4年5月13日（金）午後1時30分
2. 開 会 令和4年5月13日（金）午後1時25分
3. 開 議 令和4年5月13日（金）午後1時25分
4. 閉 会 令和4年5月13日（金）午後2時27分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 市川 博	3 番 本田 勉	5 番 栗栖 一
6 番 木戸 孝	7 番 鈴木 隆文	8 番 藤原 久恵	9 番 南 喜久治
10 番 小野 真一	11 番 清水 哲治	12 番 杉谷 孫司	14 番 楠本 徹男
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

4 番 後呂 豊	13 番 柏木 彰文
----------	------------
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行	係 長 尾原 圭	主 査 大平 真也	主 任 石川 智寛
-----------	----------	-----------	-----------
9. 議事日程

議題

報告第 4号	農地使用貸借の合意解約通知について	1件
報告第 5号	認定電気通信事業の空中線系の設置について	1件
議案第14号	非農地証明について	1件
議案第15号	農地法第3条の規定による許可について	6件
議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	11件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻より少し早いですが、本日出席予定の皆さんがお揃いなので、只今から5月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、4番の後呂 豊委員、13番の柏木 彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の栗栖 一委員と9番の南 喜久治委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

4番委員

9番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。報告第4号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

事務局 はい、報告第4号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は721㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、売買を行うということで双方合意をしたため届出をしましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第5号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第5号 認定電気通信事業の空中線系の設置につきまして、事務局から報告願います。

事務局 はい、報告第5号 認定電気通信事業の空中線系の設置についてご報告いたします。議案書の2ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は18㎡の内2.25㎡です。賃借人は、〇〇の〇〇で、賃貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。理由は、携帯電話サービスエリア拡大をするため、アンテナを設置しますとのことです。なお、本件の土地は農用地区域内の土地であり、開発行為等をするには農振法第15条の2によりあらかじめ県知事の許可が必要ですが、農振法第15条の2第1項第4号及び農振法施行規則第37条第1項第25号により本件の様に公益性の高い事業の実施は許可前でも可能となります。もちろん除外申請は必要となりますので本件については9月の農業委員会でご審議いただくこととなります。以上、ご報告いたします。

- 議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。
- 全員 意見なし。
- 議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第4号につきましては、専決事項の報告とさせていただきます。続きまして、議案第14号 非農地証明について上程致します。事務局から説明願います。
- 事務局 はい。議案第14号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は原野、面積は218㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、申請地は昭和30年月日不詳から県道拡幅工事に伴い、埋め立てられ現在に至っておりますとのことです。なお、1番につきましては、4月18日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。
- 議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 委員4名と確認してきました。異議ございません。
- 議長 他の委員さん方いかがですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第14号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第15号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。6件ござい

ますが、一括して事務局から報告願います。

事務局

はい。議案第15号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で地目は、台帳、現況ともに畑、面積は240㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、5,309㎡となります。申請理由は、譲受人においては、隣接地で栽培しており、効率的に利用できると考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、遠方に住んでおり、農地を維持することが困難だったことから、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は721㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、5,734㎡となります。申請理由は、譲受人においては、隣接地で梅畑をしており、効率的に利用できる考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、以前から当該地で耕作いただいております、申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他2筆で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は合計1,410㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、4,421㎡となります。申請理由は、譲受人においては、当該地で野菜等の栽培をしたいとの考えで、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、当該地を相続にて取得したが、農地を管理することが困難だったことから本申請に至りましたとのことです。

続きまして、4番につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は386㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、3,964㎡となります。申請理由は、譲受人においては、自宅から近いことから、利便性が良いと考

え本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、当該地を相続したが、農地を管理することが困難だったことから本申請に至りましたとのことです。

続きまして、5番につきましてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、地目は、いずれも台帳田、現況畑、面積は293㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、7,038㎡となります。申請理由は、譲受人においては、農地を交換して効率的に耕作したいとの考えで、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農地を交換する要望があったため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、6番につきましてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、いずれも台帳、現況ともに田、面積は366㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、6,702㎡となります。申請理由は、譲受人においては、農地を交換して効率的に耕作したいとの考えで、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農地を交換する要望があったため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 理由書のとおりですので、異議ございません。

議長 3番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 4番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 譲受人の方は若い方ですので、将来的には地元地区の担い手になりえる方です。営農については、〇〇委員が徹底して指導いただけるということで、異議ございません。

議長 5番、6番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第15号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の18、19ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は11件、23筆で、14,620㎡となっております。10番以外につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。説明の前に

1カ所訂正があります。議案書の38ページをお願いします。付記に記載しています期間について誤りがありますので訂正をお願いします。令和4年6月1日から令和5年3月31日と記載していますが、令和4年6月1日から令和5年5月31日の誤りですので訂正をお願いいたします。それでは、詳細についてご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他4筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計2,254㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から3年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,282㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、3番から8番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他3筆で、現況地目は〇〇が畑、それ以外3筆が田、面積は合計986㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はともに田、面積は合計1,580㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は581㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はともに田、面積は合計1,874㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,247㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から1年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はともに田、面積は合計1,667㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の36ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は983㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、10番についてご説明いたします。議案書の38ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は畑、面積は294㎡です。借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から1年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、11番についてご説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他2筆で、現況地目は字〇〇が畑、他2筆が田、面積は合計1,872㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年6月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現在、野菜を栽培されています。再設定ということですので、異議ございません。

- 議長 2番から8番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 この案件に関しては、〇〇地区の〇〇委員にお願いします。
- 議長 9番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 現在、作付けできています。問題ございません。
- 議長 10番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 畑として耕作されていますので、異議ございません。
- 議長 11番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 3筆とも耕作放棄地となっており、水稻栽培を予定しているということで、異議ございません。
- 議長 2番から8番について、〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 2番から8番について、〇〇委員と現地の確認をしてきました。9,000㎡もの農地を耕作するにあたり、耕作予定の方は農業をしたことがあるのか疑問に思いました。現場は耕作放棄地となっている場所を耕して野菜を作るということですが、果たしてやっていけるのだろうか不安に思います。耕作放棄地をなくすという話では、耕作いただける意向は伝わりましたので、反対はできません。
- 〇〇委員 耕作予定者の方と住まいが近くなので、気になって家に行ってきました。本人には会えませんでした。母親に会って話をしました。これから塩谷にある就農支援センターへ通って勉強する予定であり、耕作予定の作

物は、八升豆を作っていくということで話を聞きました。地主と耕作者との折り合いがつけば、貸借期間を10年等長期間の貸借で書類は作れているのが現状です。公社として貸借の期間は保証できるようにしないといけないと思いました。

議長 私も面積が大きいのは気になりました。農業をやっていきたいという本人の気持ちも大事にしたいところです。

局長 耕作予定の方は、町のほうへ新規就農の補助金等の申請をする予定となっている方になります。補助金を受け取ろうとすれば、数年単位の就農及び営農の計画を立てたうえで、数年後にいくらの所得を見込むかどうかの計画を提出いただき、審議をいたします。その際には農協さんも入り、相談のうえ決定するということとなります。今回の件については、貸借者同士の話を公社がそのまま受けた案件ではないということをご理解いただきたいと思います。八升豆について、インターネットで見える限りでは、東南アジアや中国等が原産で、日本でも沖縄県を中心に温暖な地域で栽培される豆のようです。農協さんにも確認いただいたうえで、新規就農に繋がるという判断をしております。ただ、現在の白浜町において、計画書が提出されている状況ではありませんので、判断ができない状態にあります。今回の状況で許可するのか、しないのかの判断をすること、もしくは、途中で耕作放棄になった場合のことを農業公社へ確認したうえで再度審議を行うという2つのパターンになります。皆さん方でご判断いただきたいと思います。

議長 耕作放棄地をなくそうと努力している中で、こういった方が出てくることはありがたいと思います。法律上、不許可にはできません。農業委員さんや推進委員さんで注視しておくことが大事なことだと思います。

局長 白浜町のなかでも、以前に耕作を放棄して農地を返却したケースもありました。万が一にも耕作放棄となった場合は、農地中間管理機構が保全を行ったうえで農地所有者に返却等の対応をとっています。

〇〇委員 話を聞いていると、今回の耕作者は農業をしたことがない等、条件が整っていないと判断できます。この件

については、保留にしませんか。もう少し本人の意思や資金、機械について整備しなければ、このままで議案を通すわけにはいかないと思います。

〇〇委員　保留にしたとしても、その間で条件が整う可能性はないと思います。この方は以前、相談に来てもらったことがあります。地に足がついていないと思います。投資をして事業を始めたが、収益を上げられずに逃げて放っていった方も過去にはおりました。しかし、地元の方ですら耕作をしない中、そういったマイナスの面があったとしても、仕方がないと判断していかないといけないと思います。そうは思いますが、書類が整った状態だけで許可をしていくことも問題だとも思います。今回の案件については、十数年の間、荒地になっていた農地を耕したと聞いています。これからこういった案件はたくさん出てくるように思います。お金、場所、家、機械もないが、やる気だけありますといった方々が行政からの補助金等を使って支援を受けつつ、やっぴこうと考えている方を不許可や保留にするのも違うような気がします。

議長　その通りだと思います。極端な話ですが、人物評価のようなことになってきています。やる意思がみえないと感じたことを理由に保留にもできないです。判断に困る部分ではありますが、農業公社が間に入ってやっぴいく中で、やる意思があると判断せざるを得ないと思います。地元の方々や委員の皆さんで注視して見守ることが大事だと思います。

局長　今年度より、新規就農の方には機械購入に対する補助金も出てきています。今回の申請については、そういったところも本人さんは踏まえたうえで上程されていると思います。遊休農地をどうにかして利用いただくということは非常にありがたい話です。資金の計画を何も持たずに上程されているのであれば、保留等の考えになるのもわかります。しかし、今回のケースでは、補助金をうまく利用して計画をなされているということで、農業委員会としては後押ししてあげる立場にあるのではないかと、事務局では思っております。

議長　状況をみながら、注視をしていくということではいかがでしょうか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第16号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～白浜町農業委員会活動推進互助会事業報告等について
事務局からは以上です。

〇〇委員 本委員会の議案書の送付日についてですが、自身の担当場所がある場合、他委員さんと日程調整をして現地を確認する必要があります。日曜日に現地調査ができるように議案書の送付をお願いできませんか。

事務局 委員会前1週間前の金曜日にお渡しできるように調整いたします。

〇〇委員 農業委員になってから約1年が経過しますが、わからないことが多く、勉強不足だと感じます。短時間であったとしても研修会を開催してほしいと思います。先進地への視察も大事ですが、基本的な基礎を学べる時間が必要に感じます。

局長 直近ではコロナ禍の影響により、毎年開催の研修会は実施できていなかった状況にありましたが、会長と相談のうえ、規模を縮小等の検討を行ったうえで後日連絡したいと思います。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年6月10日（金）午後1時30分から富田事務所 2階
会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います
か。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
楠本会長は、午後2時27分に閉会を宣した。
閉会終了 午後2時27分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。